

(趣旨)

第1条 この規程は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号。以下「省令」という。）に基づき、九州大学（以下「本学」という。）における家畜伝染病発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家畜伝染病病原体 省令第56条の3に定める病原体をいう。
- (2) 病原性 家畜伝染病病原体が何らかの機構により、人又は動物に危害を及ぼすことをいう。
- (3) 管理部局長 管理区域を管理する部局（以下「管理部局」という。）の長をいう。
- (4) 所属部局長 家畜伝染病病原体取扱者が所属する部局の長をいう。
- (5) 家畜伝染病病原体取扱主任者 法第46条の13に定める病原体取扱主任者をいい、家畜伝染病病原体の取扱いに関する知識及び経験を有する本学の教員のうちから、総長が任命する。
- (6) 家畜伝染病病原体取扱責任者 家畜伝染病病原体を用いて実験に使用若しくは保管又は供与を行う者のうち、当該実験等の責任者をいう。
- (7) 家畜伝染病病原体危害防止主任者 家畜伝染病病原体取扱責任者のうち、管理部局長が管理区域ごとに任命した者をいう。
- (8) 家畜伝染病病原体取扱者 家畜伝染病病原体を用いて実験に使用若しくは保管又は供与を行う者をいう。
- (9) 管理区域 家畜伝染病病原体を用いて実験を行う室（家畜伝染病病原体保管区域、空調及び排水に係る設備区域その他の安全管理に必要な区域を含む。）をいう。

(家畜伝染病病原体所持者)

第3条 総長は、家畜伝染病病原体所持者として、法に基づき家畜伝染病病原体の所持に係る許可申請及び届出等を行うとともに、家畜伝染病病原体取扱主任者を選任する。

2 総長は、本学における家畜伝染病病原体の取扱い及び安全確保に関し総括する。

(安全委員会)

第4条 家畜伝染病病原体の取扱い及び安全確保に関する事項は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第1項に規定する研究用微生物安全管理委員会（以下「安全委員会」という。）において審議する。

- 2 安全委員会は、必要があると認めるときは、家畜伝染病病原体の取扱い及び安全確保に関し、総長に助言又は勧告することができる。
- 3 安全委員会は、必要に応じて家畜伝染病病原体取扱責任者及び家畜伝染病病原体危害防止主任者に報告を求めることができる。
- 4 安全委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に定めるところによる。

(家畜伝染病病原体取扱主任者の責務等)

第5条 家畜伝染病病原体取扱主任者は、総長を補佐し、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 本学における家畜伝染病病原体の取扱いに関する調査
- (2) 管理部局長、所属部局長、家畜伝染病病原体取扱責任者、家畜伝染病病原体危害防止主任者及び家畜伝染病病原体取扱者に対する家畜伝染病病原体の取扱いに関する指導及び助言
- (3) その他家畜伝染病病原体の取扱い及び安全確保に関する措置

- 2 家畜伝染病病原体取扱主任者の任期は、2年とし、再任されることができる。
 - 3 家畜伝染病病原体取扱主任者の任務を補佐させるため、家畜伝染病病原体取扱副主任者を置くことができる。
 - 4 家畜伝染病病原体取扱副主任者は、家畜伝染病病原体の取扱いに関する知識及び経験を有する本学の教員のうちから、家畜伝染病病原体取扱主任者の推薦により、総長が任命する。
 - 5 家畜伝染病病原体取扱副主任者の任期は、2年とし、再任されることができる。
(家畜伝染病病原体取扱責任者の責務)
- 第6条 家畜伝染病病原体取扱責任者は、家畜伝染病病原体危害防止主任者との緊密な連絡のもとに、家畜伝染病病原体の取扱いについて責任を負うものとする。
- 2 家畜伝染病病原体取扱責任者は、家畜伝染病病原体取扱者に対して必要な指導及び監督をしなければならない。
(家畜伝染病病原体取扱者の責務)
- 第7条 家畜伝染病病原体取扱者は、家畜伝染病病原体取扱責任者の指導及び監督のもと家畜伝染病病原体を用いて実験に使用若しくは保管又は供与するものとし、家畜伝染病病原体の取扱いに当たっては、安全確保について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、家畜伝染病病原体に係る標準実験法並びに実験に特有な操作方法及び関連する技術に精通し、習熟していなければならない。
(管理部局長の責務)
- 第8条 管理部局長は、管理区域における家畜伝染病病原体の取扱いの安全確保に努めなければならない。
(家畜伝染病病原体危害防止主任者の責務)
- 第9条 家畜伝染病病原体危害防止主任者は、管理区域における家畜伝染病病原体の取扱いの安全確保に努めるとともに、当該管理区域における業務の調整及び統括を行う。
- 2 家畜伝染病病原体危害防止主任者は、第20条に定める管理区域の維持管理を行うものとする。
 - 3 家畜伝染病病原体危害防止主任者は、前2項に定める責務を果たすため、家畜伝染病病原体取扱責任者に必要な指示を行うことができる。
(教育訓練)
- 第10条 家畜伝染病病原体の取扱いに関する教育訓練については、管理区域に立ち入る者及び取扱業務に従事する者に対し、次の各号に定めるところにより3年を超えない期間ごとに施さなければならない。
- (1) 家畜伝染病病原体の取扱業務に従事する者であって、管理区域に立ち入るものは、次によること。
 - イ 家畜伝染病病原体の性質
 - ロ 家畜伝染病病原体の管理
 - ハ 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する法令
 - ニ 家畜伝染病予防規程
 - ホ その他感染症の発生の予防に関する事項
 - (2) 家畜伝染病病原体の取扱業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないものは、次によること。
 - イ 家畜伝染病病原体の管理
 - ロ 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する法令
 - ハ 家畜伝染病予防規程
- 2 第19条第2項により管理区域に立ち入る者に対し、次に掲げる事項について説明を行わなければならない。
 - (1) 専用の衣服及び防御具の着用義務
 - (2) 飲食、喫煙及び化粧の禁止
 - (3) 許可なく物品の持込及び持出の禁止
 - (4) 許可なく実験器具等への接触の禁止

- (5) 退出時の手指の消毒義務
- (6) その他禁止する事項

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第1号イからホまでに掲げる項目又は前項各号の事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項に関する教育訓練又は説明を省略することができる。

4 前3項の教育訓練又は説明は、家畜伝染病病原体取扱責任者又は管理部局長が指名した者(以下「家畜伝染病病原体取扱責任者等」という。)が行うものとする。

(家畜伝染病病原体取扱手続)

第11条 家畜伝染病病原体を用いて新たに実験に使用又は保管しようとするときは、所属部局長に届け出なければならない。ただし、既に届け出た家畜伝染病病原体と病原性に大きな違いがない場合は、新たに届け出る必要はないものとする。

2 所属部局長は、前項の届出を受理したときは、速やかに安全委員会に報告するものとする。

3 家畜伝染病病原体を用いて実験に使用若しくは保管又は供与を行おうとするときは、所属部局長を経て総長に申請し、その承認を得なければならない。

4 総長は、前項の申請があったときは、安全委員会の審査を経て、その申請を承認するか否かの決定を行うものとする。

5 家畜伝染病病原体を用いて実験に使用若しくは保管又は供与を行わなくなったときは、所属部局長に届け出なければならない。

6 所属部局長は、前項の届出を受理したときは、速やかに総長及び安全委員会に報告するものとする。

(家畜伝染病病原体の使用及び保管)

第12条 家畜伝染病病原体の使用及び保管は、次の各号に掲げる事項に従って行わなければならない。

- (1) 事前に許可を得ていない者の管理区域への立入りを禁止すること。
- (2) 専用の衣服及び防御具を着用すること。
- (3) 管理区域における飲食、喫煙及び化粧等を禁止すること。
- (4) 安全キャビネットを使用すること。
- (5) 感染動物の逸走を防止する措置を講ずること。
- (6) 感染動物の持出しを制限すること。
- (7) 家畜伝染病病原体を密封容器に入れて保管庫に保管すること。
- (8) 使用時以外保管庫を施錠し鍵を管理すること。
- (9) 排気、汚染排水及び汚染物質を滅菌すること。
- (10) 退出時の汚染除去を行うこと。
- (11) その他省令第56条の23及び第56条の24に定める使用及び保管の基準に従うこと。

(家畜伝染病病原体等の滅菌等)

第13条 家畜伝染病病原体取扱者は、家畜伝染病病原体並びにこれらに汚染されたおそれのある物品及び排水(以下「家畜伝染病病原体等」という。)を廃棄するときは、次の各号に掲げる方法で家畜伝染病病原体等の滅菌又は無害化(以下「滅菌等」という。)を行わなければならない。

- (1) 0.01パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水による1時間以上の浸漬をする方法
- (2) 摂氏121度以上で15分以上又はこれと同等以上の効果を有する条件での高圧蒸気滅菌をする方法
- (3) 前2号と同等以上の効果を有する方法

2 家畜伝染病病原体を所持することを要しなくなった場合又は所持の許可を取り消され、若しくはその許可の効力を停止させられた場合は、滅菌等を実施しなければならない。

(記帳)

第14条 家畜伝染病病原体取扱者は、家畜伝染病病原体の種類及び数量、家畜伝染病病原体の保管、使用、供与及び滅菌等並びに管理区域への入退室に関する事項について帳簿に記載しなければならない。

- 2 家畜伝染病病原体取扱責任者等は、第10条に定める教育訓練に関する事項について帳簿に記載しなければならない。
- 3 家畜伝染病病原体危害防止主任者は、第20条に定める管理区域の維持管理に関する事項について帳簿に記載しなければならない。
- 4 前3項に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
- 5 所属部局長は、第1項から第3項までの帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後10年間保存しなければならない。

（情報管理）

第15条 所持する家畜伝染病病原体の情報セキュリティ管理は、情報の漏洩及び盗取等がおこらないよう次の各号に掲げる適切な管理を行うものとする。

- (1) 家畜伝染病病原体の保管等に関する書類（電子媒体による情報を含む。）は、使用时以外は施錠された施設及びキャビネット等で保管し、その鍵は家畜伝染病病原体取扱責任者が管理すること。
- (2) 家畜伝染病病原体の保管等に関する電子媒体による情報については、限られた者しかアクセスできないようにパスワードによるセキュリティ管理を行うこと。

（家畜伝染病病原体等の管理部局外への運搬）

第16条 家畜伝染病病原体取扱責任者は、家畜伝染病病原体等を管理部局外に運搬する場合は、次の各号に掲げる基準に適合した三重包装以上の容器に封入しなければならない。

- (1) 容易かつ安全に取り扱うことができること。
- (2) 運搬中の温度及び内圧の変化並びに振動等により、破損が生ずるおそれがないこと。
- (3) みだりに開封されないように、容易に破れないシール等が貼り付けられていること。
- (4) 内容物の漏えいのおそれのない十分な強度及び耐水性があること。
- (5) 国際バイオハザード標識が付けられていること。

2 家畜伝染病病原体取扱責任者は、前項の容器を車両等へ積載するときは、運搬中において移動、転倒又は転落等により安全性が損なわれないように行わなければならない。

3 家畜伝染病病原体取扱責任者は、家畜伝染病病原体等の運搬に当たっては、家畜伝染病病原体危害防止主任者に協力を求めるものとする。

（家畜伝染病病原体等の管理部局内での運搬）

第17条 家畜伝染病病原体等を管理部局内で運搬する場合は、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号、第2号及び第4号の基準に適合した二重包装以上の容器に封入すること。
- (2) 運搬者以外の者を同行させ、複数の者で行うこと。ただし、不審者がいないことが確認された共用廊下部分を通り、隣接する場所へ運搬する場合は、この限りでない。

（管理区域等の表示）

第18条 管理部局長は、管理区域の出入口には、省令に定める標識を表示しなければならない。

（管理区域への立入制限）

第19条 管理部局長は、第11条第3項の承認を得た家畜伝染病病原体取扱者以外の管理区域への立入りを禁止する。

2 前項の規定にかかわらず、管理区域の機械の保守若しくは事故又は災害発生時の処理のため、前項の家畜伝染病病原体取扱者以外の立入りを必要とするときは、当該管理部局長の許可を受け、家畜伝染病病原体危害防止主任者の立ち合いの下に、立入りできるものとする。

（管理区域の維持管理）

第20条 家畜伝染病病原体危害防止主任者は、管理区域を定期的に点検し、省令に定める施設の基準に適合していることを確認しなければならない。

2 家畜伝染病病原体危害防止主任者は、管理区域の関連機器を定期的に点検し、その機能の維

持及び管理のため必要があると認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

(事故の措置)

第21条 次の各号に掲げる場合は、これを事故とみなし、第5号を除いて直ちに家畜伝染病病原体取扱責任者に通報しなければならない。

- (1) 管理区域の安全設備の機能に重大な欠陥が発見された場合
- (2) 家畜伝染病病原体により、管理区域が広範に汚染された場合
- (3) 外傷その他により、家畜伝染病病原体が家畜伝染病病原体取扱者の体内に入った可能性がある場合
- (4) 第24条に規定する健康診断の結果、家畜伝染病病原体による異常と診断された場合及び家畜伝染病病原体による健康障害であることが事故直後の報告等により明確に特定できる場合
- (5) 第25条第4項に規定する報告があった場合

2 前項(第5号を除く。)の通報を受けた家畜伝染病病原体取扱責任者は、必要な措置を講じるとともに、家畜伝染病病原体危害防止主任者及び管理部局長に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた管理部局長は、家畜伝染病病原体危害防止主任者と協力して、所要の応急処置を講じるとともに、直ちに総長に報告しなければならない。

4 前項及び第25条第4項の報告を受けた総長は、安全委員会に所要の措置を講じることが命ぜるとともに、必要があると認めるときは、危険区域を指定し、当該区域の使用を一定期間禁止することができる。

5 総長は、前項の危険区域の指定を行ったときは、事故及び当該指定の内容を職員等に通知するとともに、家畜伝染病病原体取扱主任者、安全委員会その他適当と認める者に対し事後調査を行わせ、安全性の回復が確認されたときには、危険区域を解除し、職員等にその旨を通知しなければならない。

(緊急事態の措置)

第22条 総長は、地震又は火災等の災害による重大な被害が発生し、必要があると判断した場合は、直ちに緊急対策本部を設置しなければならない。

2 安全委員会は、前項の緊急対策本部が設置されるまでの間、緊急事態に即応した所要の措置を講じるとともに、被害の状況及び講じた措置の内容を速やかに総長に報告しなければならない。

(緊急対策本部)

第23条 前条第1項に規定する緊急対策本部は、総長、家畜伝染病病原体取扱主任者、安全委員会の委員長その他総長が必要と認める者をもって構成する。

2 緊急対策本部は、次に掲げる事項について指揮又は処理するものとする。

- (1) 家畜伝染病病原体の逸出の防止対策に関すること。
- (2) 汚染防止並びに汚染された場所及び物の措置に関すること。
- (3) 被汚染者の処置に関すること。
- (4) 危険区域の指定に関すること。
- (5) 危険区域の安全調査及び危険区域の解除に関すること。

(健康管理)

第24条 総長は、家畜伝染病病原体取扱者に対し、定期的に健康診断を受けさせなければならない。

2 総長は、家畜伝染病病原体取扱者に対し、必要と認めるときは臨時的に健康診断を受けさせることができる。

第25条 家畜伝染病病原体取扱者は、絶えず自己の健康管理に努めるものとする。

2 家畜伝染病病原体取扱者は、家畜伝染病病原体による感染が疑われる場合には、直ちに家畜伝染病病原体取扱責任者を通じて家畜伝染病病原体危害防止主任者及び管理部局長に届出なければならない。

3 前項の届出を受けた管理部局長は、必要に応じて家畜伝染病病原体危害防止主任者と協力して、直ちに家畜伝染病病原体による感染の有無について調査を行わなければならない。

4 管理部局長は、前項の調査の結果、家畜伝染病病原体に感染したと認められる場合又は医学的に不明瞭である場合は、直ちに総長に報告するものとする。

(雑則)

第26条 この規程の実施に関して必要な事項は、安全委員会の議を経て、総長が定める。

第27条 この規程の改正は、安全委員会の議を経ることを必要とする。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第125号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。